

政策企画課

1 長崎県総合計画 チャレンジ 2020(平成 28 年度～令和 2 年度)

【策定の趣旨】

我が国が本格的な人口減少社会を迎える中、地域間の競争は激しさを増しています。長崎県が将来にわたって持続的に発展していくためには、県民の総力を結集して、活力のある、たくましい県を創り上げていくことが必要です。

県民が将来に向けて夢や希望を持って暮らすことができるよう、平成28年度からの 5 年間は「人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づくり」に県民の皆さんとともに取り組んでいます。

【基本理念】

人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づくり

【計画の特徴と役割】

- ・ 10年後のより具体的な5つの将来像を新たに設定し、その実現に向けて、10の基本戦略を掲げ、それを構成する43の施策と6の政策横断プロジェクトを盛り込みました。
- ・ 県と県民が思いを共有し、一体となって実現していくために、5つの将来像ごとに県民一人ひとりが計画の成果や効果を具体的にイメージできる「計画の重要指標」を新たに設定しました。
- ・ 県内各地域の特色ある地域資源や特性を活かした個性的な地域づくりを進め、地域活性化を図るため、地域の特徴的な取組の方向性を示す地域別計画を新たに策定しました。
- ・ 新たなプロジェクトとして、「世界文化遺産プロジェクト」、「新幹線プロジェクト」、「魅力ある『ひと』『しごと』づくりによる定住促進プロジェクト」を展開することとしました。
- ・ 策定にあたって、県内外の有識者で構成する総合計画懇話会のほか、県民アンケートなどに加えて、大学生との座談会などにより若者の意見も取り入れました。

【計画の期間】

10年後の本県の将来像を見据え、5年間の政策の方向性を戦略的に示すものとし、計画期間は平成28年度から平成32年度（令和2年度）までの5年間とします。

なお、平成31年度からは、令和3年度からの新たな総合計画の策定を進めています。

【目指す5つの将来像と10の基本戦略】

将来像	基本戦略
交流でにぎわう長崎県	交流を生み出し活力を取り込む 交流を支える地域を創出する
地域のみんが支えあう長崎県	互いに支えあい見守る社会をつくる 生きがいを持って活躍できる社会をつくる
時代を担う『人財』豊かな長崎県	時代を担う子どもを育む 産業を支える人材を育て、活かす
力強い産業を創造する長崎県	たくましい経済と良質な雇用を創出する 元気で豊かな農林水産業を育てる
安心快適な暮らし広がる長崎県	快適で安全・安心な暮らしをつくる にぎわいと暮らしを支える社会基盤を整備する

2 長崎県長期人口ビジョン及び長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略

【策定の趣旨】

本県の人口は、これまで1960年の176万人をピークに、国より約半世紀早く人口減少が進み、2016年には137万人にまで減少しています。また、このままの状況が続けば、2060年には、約78万人にまで減少（高齢化率は約40%まで上昇）するという推計もあります。

本県においては、特に、進学や就職に伴い若年者の県外転出が著しいこと（年4～5千人程度の転出超過）や未婚化・晩婚化等を背景に出生率が減少していることを主な要因に人口減少・高齢化が進行していますが、人口の総数やその構成は、社会システムの根幹を成すもので、人口減少や高齢化の進行により、地域社会・県民生活への様々な影響が懸念されます。

こうした中、県では、平成27年10月、今後の人口減少対策の方向性や具体的方策を示す「人口ビジョン」及び「総合戦略」を策定し、人口減少がもたらす悪影響などの危機意識を県民の方々と共有しながら、県下一体となった取組を推進しております。

【計画の概略】

<長崎県長期人口ビジョン>

- ・人口の現状・将来の姿を提示し、危機意識を共有するとともに、目指すべき将来の方向を提示（社会減対策）進学や就職に伴う若年者を中心とした県外転出を抑制するという方向性の下、近年、年約5千人ある県外転出超過を2040年に均衡（±0）させる
- （自然減対策）結婚・出産・子育て等に対する希望を実現する環境整備等により、現在の合計特殊出生率1.66を、2030年に県民の希望する2.08まで上昇させる
- （人口の目標）上記対策に係る目標を達成することで、2060年に100万人の人口を確保

<長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略>

- ・「長崎県長期人口ビジョン」に掲げる将来目指すべき人口水準等を踏まえ、平成27年度から平成31年度の5ヵ年の政策目標や施策の方向性、具体的な施策をまとめたもの

長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる人口減少対策の基本目標や施策の方向性

「しごと」・「ひと」・「まち」の観点から基本目標や施策の方向性を規定しています。

・しごとを創り、育てる

- （基本目標）転出超過数を3割程度減少させる（2010～14年の5年間：約25～26千人の転出超過）
企業誘致、県内製造業への支援、交流人口の拡大等により約4千人の雇用を創出
- （施策）新産業の創出、製造業の育成、魅力ある観光地づくりなどの9つの方向性

・ひとを創り、活かす

- （基本目標）大学新卒者県内就職率：55%（2014年度：44.9%）
高校新卒者県内就職率：65%（2014年度：57.7%）
県内移住者（単年度）：660人（2014年度：140人）

（施策）人材育成の充実、移住対策の推進、女性の活躍推進などの4つの方向性

・まちを創り、支えあう

- （基本目標）合計特殊出生率を1.8まで引き上げる（2014年：1.66）

各地域において県と地域が連携し実施する地域づくりのプロジェクトを推進する

- （施策）結婚から子育てまでの一貫した支援、離島地域の活性化推進などの5つの方向性
基本目標や施策の方向性等については、便宜上、一部表現を変更しております

3 全国知事会

【目 的】

各都道府県間の連絡提携を緊密にして、地方自治の円滑な運営と進展を図ることを目的として、活動しています。

【事 業】

全国知事会では次のような事業を行っています。

- (1) 各都道府県の事務に関する連絡調整。
- (2) 地方自治の推進を図るための必要な施策の立案及び推進。
- (3) 国と地方の協議の場に関する法律に基づいて行う、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施に関する関係大臣との協議。
- (4) 地方自治法第263条の3第2項の規定に基づき、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関する内閣に対する意見の申し出又は国会への意見書の提出。
- (5) その他、会の目的を達成するために必要なこと。

【組 織 等】

全国知事会の意思決定機関である全国知事会議は正副会長会議、理事会、6の常任委員会、5の特別委員会で組織されています。（平成31年4月1日現在）

[常任委員会]

- ・ 総務常任委員会
- ・ 地方税財政常任委員会
- ・ 社会保障常任委員会
- ・ 文教環境常任委員会
- ・ 農林商工常任委員会
- ・ 国土交通常任委員会

[特別委員会]

- ・ 総合戦略・政権評価特別委員会
- ・ 危機管理・防災特別委員会
- ・ 地方分権推進特別委員会
- ・ エネルギー政策特別委員会
- ・ 原子力発電対策特別委員会

このうち、農林商工常任委員会、危機管理・防災特別委員会、地方分権推進特別委員会、エネルギー政策特別委員会、原子力発電対策特別委員会において、長崎県知事が委員として参画しています。

【全国知事会議】

会議は通常年3回開催されます。

7月（全国知事会主催：地方開催 平成30年7月 北海道）

翌年度の政府の施策並びに予算に関する要望等を審議・決定

10～11月（政府主催：東京都）

政府と地方公共団体との連携を図るための意見交換等

12月（全国知事会主催：東京都）

翌年度の地方財政対策、国の予算編成に関する対策協議等

4 九州地方知事会・九州地域戦略会議

【目 的】

九州・山口各県間の連絡提携を緊密にして、地方自治の円滑な運営と進展を図るとともに、政府に対する要望活動を行います。

【主な取組】

(1) 九州地方知事会議（年2回 春・秋開催）

会 員：九州・山口各県（9県）知事

事務局：大分県総務部行政企画課内

開催日程（平成31年度）

第153回 2019年 6月 長崎県

第154回 2019年 秋 福岡県（予定）

組織構成（九州地方知事会）

会 長：大分県知事 広瀬 勝貞

副会長：長崎県知事 中村 法道

会 員：九州・山口各県（9県）知事

事務局：大分県総務部行政企画課内

(2) 九州地域戦略会議（九州地方知事会議と同時期開催）

九州地域の自立のかつ一体的発展に向けて、官民一体で具体的な政策を検討し、実践的な取組を行います。

開催日程（平成31年度）

第35回 2019年 6月 長崎県

第36回 2019年 秋 福岡県（予定）

組織構成（平成31年4月現在）

議 長：九州経済連合会会長 麻生 泰（麻生セメント㈱会長）

議 長：九州地方知事会会長 広瀬 勝貞（大分県知事）

委 員：（行 政）九州地方知事会会員（各県知事）

（経済界）九州経済連合会会長・副会長

九州商工会議所連合会会長・副会長

九州経済同友会代表委員

九州経営者協会会長

事務局：九州経済連合会、九州地方知事会事務局（大分県総務部行政企画課内）

また、九州の発展に向けた共同体意識を醸成するため、産学官のトップリーダーが一堂に会した夏季セミナーを毎年開催しています。

5 道州制

【目 的】

人口減少・超高齢社会の到来やグローバル化の進展など、時代の潮流に適切に対応していくとともに、将来に向けた創造的な発展を図るため、従来の中央官庁主導の画一的な行政システムを地域・住民主導の個性的で総合的な行政システムに切り替え、地方分権を加速させる新たな広域自治体のあり方として、道州制に関する検討などの取組を行っています。

〔道州制のイメージ〕

- ・都道府県制を見直し、地域ブロックごとに広域自治体の「道」や「州」に再編
- ・外交、防衛などを除く国の事務・権限・財源を、できるだけ道州に移譲
- ・現在の都道府県の事務の大半を、住民に最も身近な市町村に移譲
- ・地方分権の推進と国・地方を通じた効率的な行政運営を実現

【主な取組】

九州地方知事会における取組

- ・道州制等都道府県のあり方を考える研究会（平成14年2月～）

九州地方知事会においては、道州制、連邦制、県合併、県連合や県境を越えた広域連携など、都道府県のあり方に関する情報収集及び調査研究を行う「道州制等都道府県のあり方を考える研究会」が、平成14年2月に設置されました。同研究会は、「九州が道州制に移行した場合の課題等について」を取りまとめ、平成17年6月の九州地方知事会議に報告しました。

また、各県の担当部局長等で構成される同研究会のメンバーは、九州地域戦略会議に設置された「道州制検討委員会」及び「第2次道州制検討委員会」に参画し、経済界と一体となって道州制の推進に向けた取組を行ってきました。

さらに、各県共通の課題について、共通の政策をつくり上げ連携して実行していく「政策連合」の企画立案にも取り組んでいます。

九州地域戦略会議における取組

- ・道州制検討委員会（平成17年10月～平成19年3月）

九州地域戦略会議では、平成17年10月に「道州制検討委員会」が設置され、官民が一体となって道州制に関する検討を行いました。

同委員会は、平成18年10月の九州地域戦略会議において「道州制に関する答申」を報告し、了承を得ました。これにより、道州制の必要性や九州が目指す姿などが、九州における官民の共通認識として確認されました。

- ・第2次道州制検討委員会（平成19年5月～平成21年5月）

九州地域戦略会議では、さらに道州制に関する検討を続けるため、平成19年5月に「第2次道州制検討委員会」が設置されました。同委員会は、九州地域戦略会議に対し、平成20年10月に「道州制の『九州モデル』答申」を報告、また、平成21年6月には「『九州が目指す姿、将来ビジョン』及び『住民及び国の関心を高めるためのPR戦略』」を報告し、いずれも了承を得ました。

- ・道州制に関するPR活動

九州地域戦略会議では、平成21年8月に「道州制PR活動実行チーム」を設置し、「道州制検討委員会」及び「第2次道州制検討委員会」における答申や報告を踏まえ、住民や国などを対象に、シンポジウム開催をはじめ道州制に関するPR活動に取り組んでいます。

6 政策連合

【目 的】

広域的視点に立った政策の立案と実行により、効果的な地域課題の解決や住民サービスの向上につなげていくとともに、将来の道州制へのステップとして、「九州はひとつ」という共同体としての意識を醸成していきます。

【主な取組】（九州地方知事会、九州地域戦略会議）

九州地方知事会及び九州地域戦略会議では、各県共通の課題について、共通の政策をつくり上げ連携して実行していく「政策連合」を推進しています。

平成31年4月現在、48項目の政策連合に取り組んでいます。

7 政府施策に関する提案・要望の実施

【目的・概要】

本県の主要事業としてその推進を政府に対して強く要望する必要がある事項及び制度の創設・改正により事業の促進が円滑に図られるもの等について、関係府省等へ提案・要望を行うほか、政府要人等の来県の際にも提案・要望を行います。

要望時期（令和2年度政府施策要望（令和元年度実施）実績）

6月12日～13日

要望項目（令和2年度政府施策要望（令和元年度実施）実績）

・項目件数 80項目（うち重点項目 33項目）

・主な重点項目

九州新幹線西九州ルートを整備促進について

特定複合観光施設（IR）の区域認定について

国営諫早湾干拓事業について

海洋再生可能エネルギー導入及び商用化の促進について

地方創生に必要な施策を講じるための財源措置の充実について

有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持について

離島振興対策の充実について

離島航路対策の強化について

新たな過疎対策法の制定について

外国人材の受入について

農林水産物の国際貿易交渉に対する慎重な対応について

水産基盤整備等の促進について

農業生産基盤整備の促進について

西九州自動車道の整備促進について

地方創生を支える幹線道路（地域高規格道路・国道・県道・街路）の整備促進について

長崎港松が枝国際観光船埠頭の整備促進について

地方創生の拠点となる港湾の整備促進について

など

8 国土形成計画(全国計画・広域地方計画)策定への参画

【概要】

国土形成計画は、国土政策上の様々な課題に対する対応策を示し、国民が安心して生活しうる国土の将来像と豊かでゆとりある国民生活のあるべき姿を提示する「国土の将来ビジョン」です。

具体的には、土地、水、自然、社会資本、産業、文化、人材等を含めた、おおむね10年の期間にわたる長期的な国土づくりの指針を示すもので、「全国計画」と「広域地方計画」が定められます。国土形成計画は、国土形成計画法に基づき、今後概ね10ヶ年間にわたる国土作りの方向性を示す計画として、平成20年7月4日に閣議決定されました。

これを受けて、国土形成計画法に基づき、現行の「九州圏広域地方計画」を今後概ね10ヶ年間の想定し平成21年8月4日に策定しました。

しかし、その後の人口急減、巨大災害の切迫等の国土を取り巻く状況の変化を見据えて「国土の「グランドデザイン2050」がとりまとめられ、この中で、現行の国土形成計画（全国計画及び広域地方計画）の見直しが実施され、「全国計画」は平成27年8月、「九州広域地方計画」は平成28年3月に変更・策定されました。

全国計画 : 国土形成に関する施策の指針として、基本的方針、目標及び全国的な見地から必要と認められる基本的な施策を定めるものです。閣議で決定されます。

広域地方計画 : 広域地方計画区域（18年7月、政令で北海道・沖縄除く8区域を決定。九州圏は7県で1ブロック）についてそれぞれ、全国計画を基本として、国土形成に関する方針、目標及び広域の見地から必要と認められる施策を国土交通大臣が定めるものです。九州圏広域地方計画は、九州圏の将来展望として日本の成長センター「ゲートウェイ九州」を掲げています。

【国土形成計画策定にあたっての地方のかかわり】

国土交通大臣は全国計画案作成の際、都道府県等の意見を聴かなければなりません。

（法第6条）

都道府県等は全国計画の策定・変更を提案できます。（法第8条）

広域地方計画の策定・実施のため、国の地方支分部局、関係都府県、関係指定都市による広域地方計画協議会を組織します。（法第10条）

市町村は都府県経由で広域地方計画の策定・変更を提案できます。（法第11条）

【これまでの経過とスケジュール】

《法律公布から計画策定まで》

平成17年 7月29日 法律公布

” 12月22日 法律施行

平成18年 7月 7日 国土形成計画法施行令の公布・施行

” 8月 8日 長崎県国土形成計画検討会議（各部主管課長級の庁内検討組織）
の設置

< 全国計画関係 >		< 九州圏広域地方計画関係 >
平成18年	8月23日	広域地方計画協議会準備会の設置
"	11月16日	
"	11月30日	広域地方計画プレ協議会の設置
平成19年	1月31日	
平成20年	7月 4日	
"	7月31日	広域地方計画協議会の設置
平成21年	4月	市町村から国に対する計画提案
"	6月	パブリック・コメント
"	8月	九州圏広域地方計画策定 (国土交通大臣決定)
平成26年	9月	国土審議会に計画部会を設置
平成27年	1月19日	広域地方計画見直しのキックオフ
"	2月 4日	九州圏広域地方計画協議会の開催
"	2月27日	
"	8月14日	九州圏計画に係る市町村からの 計画提案
平成28年	3月29日	九州圏広域地方計画 (国土交通大臣決定)

9 県内大学等との連携

【背景】

地域の側から

- ・雇用の拡大、安全・安心の確保、文化によるにぎわいの創出等、地域における主要な政策課題に対し、「地域の知の拠点」である大学等における研究成果や人材等を、幅広い地域振興に積極的に活用することが求められています。また、地方からの人口流出が大きな課題となっている中、地方創生の取組として、地方大学を含む地域の産学官が連携し、雇用創出・若者の地元定着を促進することが求められています。

大学等の側から

- ・第三者評価の義務づけや国公立大学の独立行政法人化を契機として、大学等の地域貢献や産学官連携の方向が一層明確になり、研究成果の社会還元、地域が求める人材の育成や雇用の創出等が求められています。

国の流れとして

- ・国は、地方大学が地方公共団体や企業等と連携して地域課題の解決、雇用創出・若者定着の推進及び地域産業界を担う人材育成に取り組む場合に支援を行っていくこととしています。

< 地域と大学等の連携推進会議 >

【目的】

大学等の研究成果や人材等を、地域における様々な課題解決や幅広い地域振興に、積極的に活用するため、互いの連携についての情報交換・意見交換を行います。

【組織等】

「地域と大学等の連携推進会議」は、県、市町及び県内11の大学・短期大学・高専で構成します。

(1)行政：長崎県、県内各市及び長崎県町村会

(2)大学等：

県内8大学：長崎大学、長崎県立大学、長崎総合科学大学、活水女子大学、長崎純心大学、長崎国際大学、長崎外国語大学、長崎ウエスレヤン大学

県内2短期大学：長崎女子短期大学、長崎短期大学

県内高専：佐世保工業高等専門学校

会議のメンバー（委員）は固定せず、行政側と大学等との組織としての連携とします。

具体的なテーマについては、必要に応じて専門部会を設置するなどして調査・検討を行います。

《長崎大学と県との包括協定》

長崎大学と県は、相互の包括的な連携を強化し、長崎県内における地域の一層の活性化に資するため、平成21年12月24日、包括連携に関する協定を締結しました。

本協定に基づき、「国立大学法人長崎大学と長崎県との連携推進会議」や具体的なテーマにかかる専門部会を設置して調査・検討を行います。

《九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォームに関する協定》

平成29年10月26日に、県は、長崎、佐賀の両県の全大学等における「九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム」に参画する旨の協定を締結しました。

本プラットフォームでは、活気と魅力ある地域社会の創出に向けて、産学官の役割を明確にしながら、各分野における連携事業等に取り組んでいくこととしています。

10 企業版ふるさと納税事業

【目 的】

平成28年度の税制改正の一つとして導入された「企業版ふるさと納税」について、企業への効果的・効率的なアピール展開を実施します。

【企業版ふるさと納税制度の概要】

地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対する企業の寄附について、現行の損金算入に加え、「法人住民税」、「法人事業税」、「法人税」の税額控除の優遇措置を新たに講じ、地方創生に取り組む地方を応援する制度です。

【主な取組】

企業への本県地方創生事業のアピール

- ・企業からの寄附の対象となる本県の地方創生事業を掲載した地域再生計画の策定
- ・地方創生事業のアピールのための企業訪問
- ・企業経営者等との交流媒体を活用した地方創生事業のアピール活動

企業版ふるさと納税ホームページの開設

- ・全国の企業に対して、本県の地方創生事業の内容、寄附対象事業の具体的取組、寄附企業等を紹介するためのホームページを開設し、積極的な情報公開、「見える化」を推進

○企業版ふるさと納税リーフレット及びポスターの作成

- ・企業版ふるさと納税の制度周知及び寄付企業のPRとなるリーフレット、ポスターを作成し、県関係機関、空港やバスターミナル等の各交通機関の拠点に掲出、リーフレットについては企業訪問や県人会等で配布

○企業版ふるさと納税の感謝状贈呈式の開催

- ・一定額以上の寄付をした企業を対象に、知事より感謝状を贈呈する式典を開催
メディア等にもプレスリリースを行い、寄付企業をPR
- ・感謝状贈呈式の模様は、ホームページ及びリーフレットにも掲載を行い、積極的にアピール活動を推進。

11 各種連携の取組

< 地方創生に係る佐賀県との連携 >

【目的】

歴史的にも地理的にもつながりが深い佐賀・長崎両県が今後の九州新幹線西九州ルートや西九州自動車道の開通を見据えつつ、人口減少社会への対応や地方創生という喫緊の課題に対して、両県が連携・協力して取り組むことにより、効果的な施策の展開と両県地域の一体的な発展・振興を図るため、平成27年8月17日に「地方創生に係る佐賀県と長崎県との連携協定」を締結しました。

【連携事項】

両県の県境周辺地域の振興に関すること
国内外からの観光誘客に関すること
都市部からの移住促進に関すること
医療連携体制強化に関すること
その他両県が必要と認める事項

【組織等】

両県連携事業の企画立案や進捗管理等を目的として、両県の企画部門の担当部長及び担当課長から構成される「地方創生に係る佐賀・長崎連携推進会議」を設置。
推進会議の下部組織として、連携事項ごとに、両県の事業実施部局等において具体的な協議を行う「実務者会議」を設置。

【平成31年度に取り組む主な連携事業について】

肥前陶磁器を核とした歴史・文化ツーリズムの創出等による地域づくり
国内外における両県の優れた地域資源を活用した魅力発信・観光客の誘致等
東京及び福岡での合同移住相談会の開催
ドクターヘリの相互応援による医療連携体制の強化

< 地方創生に係る金融機関との連携 >

【目的】

県と金融機関が地方創生に対する共通認識を深め、それぞれが有する資源や機能等の効果的活用を図りながら、緊密な協力と信頼関係のもと、地方創生を実効あるものとするため、金融機関2行と幅広い分野での連携協定を締結しました。

- ・平成28年1月22日：十八銀行
- ・平成28年1月22日：親和銀行・ふくおかフィナンシャルグループ

【連携事項】

地方版総合戦略の推進に関すること
移住・定住促進に関すること
県内企業（県内中小企業等）の育成・支援に関すること
企業誘致に関すること
公共インフラの整備・活用に関すること など

【組織等】

連携事業の企画立案や進捗管理を目的として、「連携推進会議」を平成28年3月に設置。連携推進会議の下部組織として、事業担当の連絡・調整を行う「担当窓口」を県と各金融機関の双方に設置。

< コンビニと県との包括連携協定 >

地域における緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、県民サービスの向上及び地域社会の活性化を図るため、コンビニエンスストア3社と包括連携に関する協定を締結しました。

締結年月日

- ・平成20年7月 2日：株式会社セブン イレブン・ジャパン
- ・平成20年7月 9日：株式会社ローソン
- ・平成21年8月31日：株式会社ファミリーマート

本協定に基づき、地産地消や観光振興をはじめ、県民の安全・安心の確保、子どもや青少年の健全育成など様々な行政分野において、県とコンビニエンスストアとが連携し、協働して事業を行っています。

< NEXCO西日本と県との包括協定 >

NEXCO西日本と県は、両者が互いに協力して、双方の資源を有効活用し、長崎県の地域の安全・安心の向上及び地域社会の活性化並びに高速道路及びサービスエリア・パーキングエリアの利便性向上及び利用促進を図るため、平成24年1月16日、包括的相互協力協定を締結しました。

本協定に基づき、大規模災害発生時における相互協力や高速道路ネットワークを活用した本県の文化・観光資源等の情報発信等の連携事業を行います。

< イオン株式会社と県との包括連携協定 >

イオン株式会社と県が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の一層の活性化及び県民サービスの向上を図るため、平成25年9月19日、イオン株式会社と包括連携協定を締結しました。

本協定に基づき、災害発生時における相互協力、地産地消の促進、観光振興、高齢者支援、環境対策、地域の安全・安心の向上や地域の活性化等の連携事業を行います。